

告 示

福岡県告示第704号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成29年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	平成30年1月15日から同年2月14日まで (土日、祝日除く。)

福岡県告示第705号

那珂川水系那珂川に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課、福岡県那珂県土整備事務所及び五ヶ山ダム建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

次の図面の緑色で着色した部分に該当する土地の区域
(図面省略)

福岡県告示第706号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15183-12	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント12月号	雑誌05303-12	ジェイズ・恵文社	

福岡県告示第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年12月27日福岡県告示第1927号福岡都市計画道路事業3・3・36号和白新宮線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市事業計画の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-36号 和白新宮線
- 3 事業施行期間
平成19年10月10日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成25年12月27日福岡県告示第1927号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
平成25年12月27日福岡県告示第1927号の事業地に同じ

福岡県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市三奈木560番1先 から 朝倉市三奈木565番2先 まで	6.5 ～ 8.0	70.5
			後	朝倉市三奈木560番1先 から 朝倉市三奈木565番2先 まで	7.5 ～ 9.2	70.5

福岡県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔 瀬 十文字 線 小 郡	朝倉市三奈木560番1先から 朝倉市三奈木565番2先まで

福岡県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町西隈三丁目250番7先から 筑紫郡那珂川町西隈一丁目248番9先まで

福岡県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
糸島市雷山字大久保465の139
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保465の139（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第712号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480-2	平成29年10月13日から 平成32年10月12日まで
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	平成29年11月1日から 平成32年10月31日まで
戸畑共立病院	北九州市戸畑区沢見2-5-1	

福岡県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木田主丸線	久留米市田主丸町豊城467番3先から 久留米市田主丸町豊城94番36先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
久留米スポーツセンター総合体育館（仮） 一般備品その1（備30）
 - 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれAに該当する者を除く。）
 - 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分）

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年12月5日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

久留米スポーツセンター総合体育館（仮） 一般備品その1（備30）

(2) 調達物品及び数量

久留米スポーツセンター総合体育館（仮） ロッカー等 一式

(3) 履行期限

平成30年3月30日（金曜日）

(4) 履行場所

久留米スポーツセンター総合体育館（仮）（福岡県久留米市東櫛原173）

(5) 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

久留米スポーツセンター総合体育館（仮） 一般備品 その2、その3、その4、その5、その6、その7、その8、その9、その10 各一式

平成29年11月下旬～12月下旬頃

なお、当該一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、少なくとも24日前に公告を行う。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年12月26日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	A A
02	01	スチール家具	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務部総務事務厚生課調達班に平成29年12月11日（月曜日）午前11時00分までに提出して承認を受けた者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

<p>法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者</p> <p>(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号給務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者</p> <p>5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン） F A X 092-643-3109</p> <p>6 契約条項を示す場所 5の部局とする。</p> <p>7 入札説明書の交付 平成29年11月17日（金曜日）から平成29年12月11日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。</p> <p>8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 5の部局とする。</p> <p>(2) 提出期限 持参する場合は平成29年12月26日（火曜日）午後4時00分 郵送する場合は平成29年12月25日（月曜日）午後5時00分</p> <p>(3) 提出方法 持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。</p> <p>10 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁総務事務厚生課入札室（行政南棟1階）</p>	<p>(2) 日時 平成29年12月27日（水曜日）午後1時30分</p> <p>11 落札者が不在の場合の措置 開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。</p> <p>12 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合</p> <p>13 入札の無効 次の入札は無効とする。 なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。</p> <p>(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札</p>
--	--

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Kurume Sports Center General Gymnasium General Equipment Part 1
- (2) Delivery period : By March 30, 2018
- (3) Delivery place :Kurume Sports Center general gymnasium, 173 Higashikebaramachi, Kurume-shi, Fukuoka prefecture 830-0003, Japan
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 PM on December 26, 2017
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
都市計画図基図の更新
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市の一部	平成29年10月3日から 平成30年3月23日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2 級基準点測量1点、3級基準点測量1点

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町大字高倉	平成29年9月19日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
2 級基準点測量・3級基準点測量

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市大字上内 地内	平成29年8月31日

公告

解散した清算法人穂波土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
桑名吉裕	飯塚市舍利蔵1346番地
海藏寺邦生	飯塚市津原767番地
河邊謙孝	飯塚市舍利蔵250番地

岡松秀次	飯塚市安恒374番地1
城石隆生	飯塚市安恒424番地
城石恒紀	飯塚市安恒484番地
水間英久	飯塚市津原703番地3
水間良雄	飯塚市津原961番地
山下俊一	飯塚市舍利蔵663番地3
石川敏明	飯塚市舍利蔵579番地1
谷口義英	飯塚市舍利蔵1318番地1
深町義則	飯塚市高田1031番地1
矢野正剛	飯塚市高田1549番地1
矢野公規	飯塚市高田1532番地
岩崎晃一	飯塚市高田1162番地
大谷澄雄	飯塚市津原1310番地1
阿久根久志	飯塚市久保白2番地2

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡添田町	平成12年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	平成29年11月6日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日小郡市告示第233号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の変更（平成29年10月27日小郡市告示第234号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日小郡市告示第232号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日粕屋町告示第91号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（平成29年10月27日粕屋町告示第92号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日粕屋町告示第93号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日古賀市告示第159号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年10月27日古賀市告示第160号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日新宮町告示第110号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日新宮町告示第111号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日篠栗町告示第118号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供す

る。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日篠栗町告示第117号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日篠栗町告示第119号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により篠栗町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日篠栗町告示第120号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日宗像市告示第250号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画準防火地域の変更（平成29年10月27日宗像市告示第251号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日宗像市告示第252号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日宗像市告示第253号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定（平成29年10月27日宗像市告示第254号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年10月27日春日市告示第233号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画準防火地域の変更（平成29年10月27日春日市告示第233号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（平成29年10月27日春日市告示第233号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日春日市告示第233号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年10月27日春日市告示第232号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により苅田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画地区計画の変更（平成29年10月27日苅田町告示第57号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により苅田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年11月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画用途地域の変更（平成29年10月27日苅田町告示第56号）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成27年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成28年11月福岡県選挙管理委員会告示第141号）の一部を、次のとおり改める。

平成29年11月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成27年分収支報告書の要旨中、日本共産党田川地区委員会の項を次のとおり改める。

160 日本共産党田川地区委員会

報告年月日	28.02.15		
1 収入総額	23,544,772		
前年繰越額	4,000,110		
本年収入額	19,544,662		
2 支出総額	21,747,962		
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	1,407,286		
寄附	(420人)		
個人分	7,576,208		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,576,208		
日本共産党福岡県委員会	10,359,953		
その他の収入	10,359,953		
その他の収入	201,215		
一件十万円未満のもの	201,215		
4 支出の内訳	14,013,604		
経常経費	7,911,028		
人件費	291,387		
光熱水費	1,835,224		
備品・消耗品費	3,975,965		
事務所費	7,734,358		
政治活動費	1,429,236		
組織活動費	3,453,784		
組織関係誌の発行	57,950		
選挙関係費	2,678,614		
機関紙誌の発行	2,678,614		
その他の事業費	114,774		
調査研究費	1,429,236		
香附・交付金			
5 〔個人分〕			
柿田 孝子	776,000	田川市	
佐藤 俊一	776,000	田川市	
篠原 茂幸	200,000	田川郡福智町	
嶋田 美恵子	250,000	田川郡春香町	
永沼 嘉代子	100,000	田川郡添田町	
身言 三枝子	100,000	田川市	
小野田 智子	150,000	田川郡福智町	
田寄 みゆり	200,000	田川郡福智町	
岡田 啓助	600,000	田川市	
吉田 常男	350,000	田川市	
松岡 芳江	200,000	田川郡糸田町	
野上 和子	250,000	田川郡川崎町	
松嶋 和子	100,000	田川郡添田町	
年間五万円以下のもの	3,524,208		
6 資産等の内訳			
〔土地〕			
田川市	150,000	44.09.12	168.52㎡
田川市	3,521,915	27.02.19	224.77㎡ 0.16㎡
〔建物〕			
田川市	150,000	44.09.12	1F144.62㎡
			2F115.70㎡

福岡県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、佐藤正夫後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成27年分政治団体の収支報告書の要旨（平成28年11月福岡県選挙管理委員会告示第141号）の一部を、次のとおり改める。

平成29年11月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

平成27年分収支報告書の要旨中、佐藤正夫後援会の項を次のとおり改める。

19	佐藤正夫後援会 国会議員関係政治団体の区分 公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 報告年月日	法第十九条の七第一項第一号及び第二号 佐藤 正夫 衆議院議員 28,05,20	
	1 収入総額	27,433,615	
	前年繰越額	7,518,957	
	2 本年収入額	19,914,658	
	3 本年収入の内訳	11,621,442	
	寄附	19,102,091	
	政治団体分	19,102,091	
	その他の収入	812,567	
	その他の収入	151,400	
	金銭以外のものによる支出相当分	661,167	
	4 支出の内訳		
	一件十万円未満のもの	6,008,036	
	經常経費	1,200,000	
	人件費	58,304	
	光熱水費	1,278,615	
	備品・消耗品費	3,471,117	
	事務所費	5,613,406	
	政治活動費	1,666,447	
	組織活動費	107,136	
	機関紙誌の発行その他の事業費	107,136	
	機関紙誌の発行	3,657,983	
	宣伝事業費	181,840	
	寄附・交付金		
	その他の経費		
	5 寄附の内訳		
	〔政治団体分〕		
	佐藤正夫政策研究会	19,102,091	東京都千代田区

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第691号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年11月2日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日月日

ヨーネ病	牛	患 畜	2頭	久留米市	平成29年11月2日
		疑似患畜			

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅲ類）試験を次のとおり施行する。

平成29年11月6日

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

回数	種類	試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格者発表		受付期間
								発表日	発表の方法	
第 176 回	Ⅰ 類	土 木 農業土木 林 業	①昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 ②平成8年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次	1月14日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	1月下旬	①持参又は郵送の場合は、平成29年12月4日から平成29年12月22日まで なお、郵送による申込みは平成29年12月22日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成29年12月4日から平成29年12月19日まで
				第2次	2月上旬 2月中旬	論文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	2月下旬	
	Ⅲ 類	土 木 農業土木 林 業	平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第1次	1月14日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	1月下旬	
				第2次	2月上旬 2月中旬	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	2月下旬	

（注1）地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

（注2）上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。